

## 第33回延岡市農業委員会会議録

(令和5年3月28日)



1. 開催日時 令和5年3月28日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畠志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23			

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 195 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について

議案 第 196 号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第 197 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)

議案 第 198 号 農地法第5条の許可申請について

議案 第 199 号 非農地証明願いについて

議案 第 200 号 農地あっせん委員の指名について

議案 第 201 号 空き家に附属した農地の指定について

報告 第 128 号 農地法第5条の届出について

報告 第 129 号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第 130 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 43 号 農用地利用配分計画（案）について

協議 第 44 号 延岡市農業委員会規則の一部改正（案）について

協議 第 45 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定（案）について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼農地係長	太 田 康 春	農政係長	松 田 真寿代
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

## 8. 会議の概要

	(総会資料の一部訂正等) □協議第44号農業委員会規則の一部改正のうちP41左側1行目(10)の所で正しくは農地法「第4条第1項第7号」へ訂正をお願いします。 □議案第201号「空き家に附属した農地の指定について」、今回売買相手が決まって取下げの申請が出されたため削除をお願いします。 □異動内示による職員紹介
事務局	定刻となりましたので、副会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 本日は、臨時議会が10時開会となっており、会長が出席することになりますので、延岡市農業委員会規則第16条により、議長を副会長であります私と交代致します。 それでは、ただ今から第33回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局長	はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号7番 松田純二委員と委員番号14番 松下康廣委員のお二人にお願いしたいと思います。  本日の予定ですが、議案第195号 農地法第3条 使用貸借権の設定についてから議案第200号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案6件、報告案件3件、協議案件3件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は総会終了後に、市制施行90周年記念式典で表彰されました農業委員会関係者の方々のご紹介とあいさつを予定していますのでよろしくお願いいたします。
牧野委員	それでは、議案第195号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。  委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明を致します。所在は下三輪町、地目は畑、面積は337m <sup>2</sup> です。貸人は2人の姉妹で、三須町在住の方と宮崎市在住の方です。借人は下三輪在住の方です。申請地は既に借人に貸しており、正式な契約をしたいということで今回の申請となりました。借人の状況は34,678m <sup>2</sup> で労力人は2人、理由は経営規模拡大です。  3月23日に私と甲斐(秀)推進委員、借人の3人で現地調査を致しました。現在も今後も畑として活用するということです。地域との調和要件も問題なく、何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局よりご説明いたします。別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべ

	てを満たしていると考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員 (举手)	
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第 196 号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。なお、整理番号9番につきましては、所在の担当区域が重複しているため2人の委員に説明していただきます。
	では、整理番号1番から3番について、矢野政治農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
矢野（政） 推進委員	<p>推進委員の矢野です。整理番号1番から整理番号3番について説明致します。まず1番です。所在は北川町川内名、畑1筆で面積は 132 m<sup>2</sup>です。譲渡人は平原町在住、譲受人は北川町川内名在住の方です。この申請地は昨年申請し承認を頂きました土地のひと続きの土地です。申請後に図面を確認したところ、この1筆がもれていたということで今回の申請となりました。</p> <p>3月 23 日に、井本委員、譲受人、私の3名で現地調査を致しました。何も問題無いことを確認致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p> <p>次に2番案件、3番案件ですが、これは譲渡人、譲受人の間での交換ということで、同時に説明致します。所在は北川町川内名、2番は面積が 448 m<sup>2</sup>、3番は 912 m<sup>2</sup>で違いが大きいですが、これは金錢で解決しております。</p> <p>3月 23 日に井本委員、譲受人、私の3名で現地調査を致しました。何も問題無いことを確認致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号4番から6番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。
松田（純）委員	<p>委員番号7番 松田です。整理番号4番から6番について説明致します。まず4番ですが、所在は祝子町、田1筆で 251 m<sup>2</sup>です。この土地は用水の確保ができないため、実際は畑として使用しています。譲渡人は栗野名町在住、譲受人は祝子町在住の方です。譲渡人は高齢、かつ交通事故の後遺症が残っており、姉である譲受人に贈与することになったようです。譲受人には娘さんがあり、後継者の心配は無いそうです。</p> <p>3月 24 日、私と遠田推進委員、譲渡人の3名で現地調査を致しました。調和要件に関して何も問題ありません。</p>

	<p>次に整理番号5番について説明致します。所在は夏田町、田1筆で 800 m<sup>2</sup>です。譲渡人は尾崎町在住、譲受人は祝子町在住の方です。譲受人は30年前から申請地にハウスを建てて営農しており、譲渡人から農地の購入の依頼があり、申請に至ったそうです。理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月25日、私、遠田推進委員、譲受人の3名で現地調査を致しました。譲受人は引き続きハウス栽培を行なうそうです。調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分で何も問題ないと思います。</p> <p>次に、整理番号6番について説明致します。所在は祝子町、田1筆で 380 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に祝子町在住の方で、譲受人は整理番号5番と同じ方です。譲渡人の自宅と申請地は距離が離れており、面積が 380 m<sup>2</sup>と比較的狭く、なおかつ湿田のため、10年以上貸している譲受人に購入を依頼して今回の申請となつたそうです。譲受人は申請地に今後作付けする予定とのことです。3月25日、私、遠田推進委員、譲受人の3名で現地調査を致しました。地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題無いと思います。</p> <p>整理番号4番から6番について皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号7番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号9番 高橋です。整理番号7番について説明致します。所在は下伊形町、畑1筆、田3筆で合計面積は1,659 m<sup>2</sup>です。譲渡人は福岡市在住の方、譲受人は下伊形町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月25日、譲受人2名、行政書士、高橋利喜哉推進委員、私の5名で現地調査を致しました。申請地の周辺は譲受人の農地で、境界も明確で、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号8番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号15番 菊池です。整理番号8番について説明致します。所在は北方町曾木、畑2筆で面積は計1,035 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月26日、甲斐(正)推進委員、譲受人の娘婿、私の立ち会いで現地調査を致しました。申請地は譲受人の土地の隣接地で、以前から譲受人が草を取りつたりしていたそうです。譲渡人が譲受人にこの土地も耕作してくれないかと持ち掛け、今回の申請に至りました。娘婿ももう定年退職して一生懸命に農業に励んでいますし、問題無いと思います。地域との調和要件も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号9番について、始めに委員番号 17 番、片伯部芳徳委員より、その後委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 17 番 片伯部です。整理番号9番について説明致します。所在は出北、田1筆で 403 m<sup>2</sup>です。譲渡人は出北在住、譲受人は無鹿町在住の方です。理由は経営規模拡大</p>

	です。
	<p>3月 24 日、横山推進委員、私と、譲受人で現地調査の予定でしたが、譲受人が来なくて、連絡もとれなかったので、2人で現地確認をし、その後に譲受人の自宅に出向きました。そこで地図や要件条件等全て提示して確認してもらい承認を得ました。申請地は一反の田が2枚に分かれています、前の田には道がついているけれども、後ろの田には道がついてないという状況で、今回申請にあげられたのは前の田で道がついている方です。後ろの田は今後、通り道をどうするのか聞いたら、後ろの田には隣の田から入るので特に問題ないとのことでした。</p>
	<p>譲受人には過去に違反転用があったので、確認をしっかりと取らないといけないと思いました。譲受人に確認したところ、地域との調和要件につきましては、全て従います、地域には迷惑かけません、ということでした。問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
原 田 委 員	<p>委員番号 18 番 原田です。整理番号9番の残りの4筆について説明致します。牧町、田2筆と稻葉崎町、田2筆、面積は計 2,131 m<sup>2</sup>です。</p> <p>まず牧町の2筆についてです。3月 24 日、私と梅田推進委員、譲受人の3人で現地確認を致しました。</p> <p>現況はとてもきれいに耕作されており、従来も耕作されてきたので特に問題ないと思います。ただ三角形の形をした1筆に関しては、周りに道がついていて、人が通るところは問題ないのですが、あまり使ってないところは草が枯れて全然手入れをしてないようです。譲受人にはきちんと管理するように話しておきました。わかりました、ということですが、今後も注意して見ていきたいと思っています。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>次に稻葉崎町の2筆です。こちらは3月 23 日、久富推進委員と確認致しました。地域との調和要件は問題なく、何も問題ないと思います。皆様のご審議を宜しくお願ひ致します。</p>
事 務 局	<p>次に、整理番号 10 番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p>
原 田 委 員	<p>委員番号 18 番 原田です。整理番号 10 番について説明致します。所在は無鹿町、田 1 筆で 1,256 m<sup>2</sup>です。譲渡人は元々延岡の方ですが現在は娘さんのいる兵庫県在住、譲受人は整理番号9番と同じ無鹿町在住の方です。</p>
	<p>3月 24 日に、私と梅田推進委員、譲受人の3人で現地確認を致しました。今まで借りていた土地を正式に所有権移転する申請ということで、地域との調和要件等は問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満</p>

	たしていると考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして議案第197号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸し人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借り人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年又は10年の賃借権又は使用賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第198号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号3番 松田です。整理番号1番について説明を致します。所在は行縢町、畠1筆で 208 m <sup>2</sup> です。譲渡人は行縢町在住、譲受人は大貫町在住、譲渡人の息子さんで農家の後継者です。
	3月 23 日に私と松田(成)推進委員、譲受人、県の担当者1名、事務局2名で現地調査を

	致しました。俗にいう菜園場というところに息子さんの住宅を建てるということです。地域との調和要件も何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員長	異議なし。
議長	<p>異議なしといふ事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 199 号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、矢野政治農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
矢野（政） 推進委員	<p>推進委員の矢野です。整理番号1番について説明致します。所在は北川町川内名、田3筆で面積は計 742 m<sup>2</sup>です。申請人は北川町川内名在住の方で、現況は原野です。</p> <p>2月 14 日、事務局3名、井本委員、矢野(光)委員、私、申請人の計7名で現地調査を致しました。本来なら事務局が先に現地調査をした後で農業委員が、となりますが、今回は距離がかなりあるので、一度で済ませようということで一緒に行きました。写真を見てもらうとわかる通り、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また湿地帯になっており、砂利等がかなり流入しております。何も問題無いことを確認致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	<p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号2番について説明致します。</p> <p>所在は北方町曾木、畑1筆で 1,055 m<sup>2</sup>です。申請人は北方町曾木在住、現況は山林です。申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>この案件は2月 14 日、私と甲斐(正)推進委員と甲斐(詳)推進委員で現地調査を行っております。もう既に竹林化しており農地としての利用は困難だと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	整理番号3番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。

高橋(正)委員	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号3番について説明致します。所在は鯛名町、畑3筆、田3筆で合計面積は 2,222 m<sup>2</sup>です。申請人は土々呂町在住の方です。理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p>
事務局	<p>3月6日に事務局2名、申請人、高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員、私の6名で現地調査を致しました。現地調査をした結果、全て山林化しており、非農地と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
委員	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
員	<p>何かございませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
委員	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。</p>
議長	<p>(举手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
	<p>続きまして、議案第 200 号 農地あっせん委員の指名について提案致します。今回は出北の農地の売却となっております。</p>
	<p>今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員と横山博章農地利用最適化推進委員を指名したいと思いますが、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>何かございませんか。</p>
員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。</p>
委員	<p>(举手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p>
	<p>はじめに報告第 128 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、12 件の届出があり、田が 8 筆の 3,804 m<sup>2</sup>、畑が 6 筆の 1,173 m<sup>2</sup>、計 14 筆の 4,977 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p>
	<p>次に、報告第 129 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p>

	<p>議案書に記載の9件の届出があり、田が22筆の17,801m<sup>2</sup>の合意解約となっています。</p> <p>次に、報告第130号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回4件の届出があり、田が11筆の6,990m<sup>2</sup>、畑が10筆の3,604m<sup>2</sup>、計21筆の10,594m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第43号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第197号で決定した中間管理権の設定分についての配分計画となります。</p> <p>議案書の整理番号1番から8番までが追内地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号9番と10番が小川地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号11番から16番までが細見地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号17番から23番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号1番から13番までが耕作者変更の集積計画となっておりまして、この分については今回見やすいように分けて表記しております。4月から配分計画はなくなり、農用地利用集積等促進計画に変わります。</p> <p>今回の配分計画では、13人の出し手から23筆、28,376m<sup>2</sup>の農地を個人10人と1法人に配分しますとともに、耕作者変更については、4人の出し手から13筆、8,843m<sup>2</sup>の農地を個人4人に配分する計画となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に協議第44号 延岡市農業委員会規則の一部改正(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、延岡市農業委員会規則の一部改正(案)について説明致します。</p> <p>まず改正理由ですが、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日施行で改正されて農用地利用集積計画が廃止されることから、農地法でそれを引用した規則の一部を改めるものです。</p> <p>内容については、農地法第4条第1項第3号及び第5条第1項第2号が削除され、各号が繰り上げになることから、表の左側の新しい規則欄(10)にあるとおり第4条の8号を7号に、第5条の7号を6号にすることとなります。これは市街化区域内の転用届の表記に係るもので、届出の内容自体は変わりません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に協議第 45 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂(案)について説明致します。</p> <p>では概要を説明します。</p> <p>まず改正理由ですが、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が改正されることに伴いまして、「人・農地プラン」が「地域計画」に変更になることや、目標の達成状況の評価方法の追加その他文言について全国農業会議所の参考例に沿って一部を改めるものであります。</p> <p>法的根拠については、太字で記載しているとおり農業委員会等に関する法律第7条に示されています。</p> <p>内容的には、改定日は、基盤法の一部改正する法律の施行日に合わせて令和5年4月1日です。</p> <p>次に、44 ページの左側の大字の部分ですが、上方から新たに「地域計画に基づいて利用調整する」という文言や「評価方法」が追加となり、その下、市が作成する「基本構想は10年後を目指す」文言に変更し、「最適化活動の推進や目標の設定」の文言に変わります。</p> <p>次に、45 ページの左下ですが、「農地情報公開システム」から「農業委員会サポートシステム」に変わります。</p> <p>次に、46 ページの左下ですが、遊休農地に関する評価方法が追加となります。</p> <p>次に、47から48ページにかけて、「地域計画、農地中間管理機構」の文言に変わります。</p> <p>次に、49 ページですが、(3)担い手への集積集約の評価方法の追加と新規参入の現地見学・相談会の文言変更となります。</p> <p>最後に、50 ページですが、新規参入の評価方法や地域計画に係る役割が追加となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本協議については P43 の 2 の法的根拠の「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 3 項で「推進委員の意見を聴かなければならない」とありますので、推進委員の皆さんから何かご質問はございませんか。</p> <p>はい、松田(成)推進委員。</p>
松田(成)推進委員	<p>「人・農地プラン」が「地域計画」に変わることですが、「人・農地プラン」という言葉 자체は残るのでしょうか。</p>
事務局	<p>今まで「人・農地プラン」を作成するようにというのには法律には定めてなかったのですが、農業経営基盤強化促進法の中で「地域計画」を作成することが盛り込まれています。俗称としての「人・農地プラン」は残るかもしれません、法律上の用語としては「地域計画」に変わります。</p>
松田(成)推進委員	<p>改正後の「2.担い手への農地利用の集積・集約化について (2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」の中で「人・農地プラン」という言葉が残っています。</p>

	ますが。
事務局	県から届いた改定(案)をそのままスライドさせたつもりでしたが、漏れていたかもしれません。今後、適当な言葉に代えさせて頂きたいと思います。
	7月に農業委員会の改選が行われますので、改選後には今回入れてない数字も含めて指針の見直しをさせて頂きたいと思います。先ほども話しましたように4月から基盤強化法の改正が施行されるので、とりあえず指針の文言を見直すように県から指導がありました。そこで主だった文言の修正をさせて頂いております。細部に関しては改選後、皆さんと協議をさせて頂きたいと思っております。以上です。
議長	他に質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。なお、同法第4項により今後市ホームページ等で公表する予定です。
	次に「その他」ですが、何かございませんか。
	では、事務局より連絡事項についてお願ひ致します。
事務局	(事務局より説明)
議長	以上を持ちまして第33回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。
	(受賞者の紹介等)

会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

7番 松田 純二

14番 松下康廣